

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、別紙に掲げる保有個人情報（以下、それぞれ「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報5」という。）につき、平成24年5月30日付けで行った開示をしない旨の決定は妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

（1）本件異議申立て及び審査の経緯

ア 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき実施機関に対し平成24年4月3日付けで保有個人情報の開示請求を行った。これに対し、実施機関は、平成24年5月30日付けで本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

イ 申立人は、行政不服審査法に基づき実施機関に対し平成24年6月28日付けで本件処分に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

ウ 当審査会は、平成24年8月9日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

（2）関連する案件の異議申立て及び審査の経緯

本件諮問にいたる以前に、関連する開示請求等に係る異議申立てを同一申立人が行っており、当該異議申立てにかかる当審査会における審議の過程において、次のとおり実施機関からの意見聴取及び申立人の口頭意見陳述の聴取を実施した。その中で本件異議申立てに係る諸事情、意見についても聴取されている。

ア 諮問第40号及び49号（平成24年2月7日 答申第34号）を審議する過程において、平成23年8月25日に申立人による口頭意見陳述を行い、9月26日に実施機関からの意見聴取を行った。

イ 諮問第56号（平成25年2月6日 答申第43号）を審議する過程において、

平成24年5月17日に実施機関からの意見聴取を行い、7月19日に申立人による口頭意見陳述を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 理由提示義務について

本件処分について、決定通知書において十分な説明がなされており、理由提示義務を懈怠した瑕疵があるとの主張は認められない。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報について、〇〇〇〇〇〇〇〇センター（以下「センター」という。）では文書管理規則に則り個人情報に係る文書を作成しているが、本件請求に係る対象保有個人情報は作成しておらず、保有していないため、開示をしない旨の決定を行った。

(3) 開示をしない旨の決定とした理由について

ア 本件対象保有個人情報1及び2について

平成22年4月21日（又は22日）に申立人が行ったとするレファレンス依頼（以下「本件レファレンス依頼」という。）については、関係職員に対し口頭で事情聴取を行っており、その結果は、平成23年6月16日付け補充の理由説明書として文書化されている。しかし、事情聴取の過程においてその他の書類は作成していないため、関係職員が本件レファレンス依頼についてどのように理解・把握したのかについて明確かつ正確かつ客観的に確認できるものは存在せず、開示をしない旨の決定としたものである。

イ 本件対象保有個人情報3について

上記アのとおり、補充の理由説明書については口頭による事情聴取結果に基づき作成したため、その記載内容を関係職員に確認した事実を客観的に確認できるものは存在せず、開示をしない旨の決定としたものである。

ウ 本件対象保有個人情報4及び5について

上記アのとおり、事情聴取の過程において補充の理由説明書以外の書類は作成していないため、①何日に、②執務室内のどこで、③だれが、④だれに、⑤どのような質問をしたのかについて明確かつ正確かつ客観的に確認できるものは存在せず、開示をしない旨の決定としたものである。

(4) 申立人の主張等について

申立人は、本件対象保有個人情報について存在するはずであると主張するが、本件レファレンス依頼における対応については、文書として記録する事案ではなく、関係文書については、平成22年11月15日付け開示請求に対し開示決定、平成23年7月15日付け開示請求に対し不存在による開示をしない旨の決定を行い、その決定については埼玉県個人情報保護審査会において、不自然、不合理な点はない旨の答申（答申第34号）を受け、妥当性が認められたものである。

また、申立人は、関係職員自身の何らかの文書又は証言記録が提示されない限り、実施機関の主張は到底信じるに足りるものとはなり得ない旨主張している。しかし、上記(3)アのとおり、関係職員への事情聴取を踏まえて補充の理由説明書としてまとめたものであることから、申立人の主張は認められない。

なお、申立人は、案件整理のためとして過去の同様な案件の異議申立てを取り下げて、新たな異議申立てを行っているが、その主張には新たな点は認められない。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、本件対象保有個人情報1ないし5について、作成しておらず保有していないため不存在であるとして不開示とする本件処分を行っているので、以下、本件対象保有個人情報1ないし5の保有の有無について検討する。

(2) 本件対象保有個人情報1ないし5の保有の有無について

ア 本件レファレンス依頼について

当審査会において、実施機関に本件レファレンス依頼時の状況を確認したところ、センター情報ライブラリーでは、蔵書以外の資料を探すレファレンスに対応する場合は情報処理端末にキーワードを入力し検索しており、聞き取りにより処理できる

場合には依頼者に文書を提出することを求めている。本件レファレンス依頼については、対応した担当職員が検索のため申立人の持参したメモ（「審議会等における女性の比率 論文」と記載されたもの。）を見てはいるが受け取ってはならず、他の職員に再検索を引継ぐために「審議会女性比率」と走り書きしたメモを作成したが、平成22年6月初め頃に廃棄済であるとのことであった。

イ 平成23年〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号「補充の理由説明書の提出について（回答）」（以下「補充の理由説明書」という。）について

補充の理由説明書は、申立人から実施機関あてに提起された異議申立てに係る諮問第40号の調査審議の手續において、実施機関が当審査会に提出するために作成した文書である。当該諮問案件の調査審議の手續においては、本件レファレンス依頼の際に申立人の個人情報をどのように取得したのか等について関係職員の対応状況を確認する必要があるため、当審査会が条例第44条第4項により提出を求めたものであり、補充の理由説明書には実施機関の職員が関係職員から申立人との対応状況について事情聴取した結果の要旨等が記載されている。

なお、諮問第40号については、平成24年2月7日に当審査会より実施機関に対し答申を行っている（答申第34号）。

ウ 本件対象保有個人情報1及び2の保有の有無について

（ア）本件対象保有個人情報1及び2は、本件レファレンス依頼時の状況に関する情報であり、既に申立人に開示又は送付されている補充の理由説明書の起案文書、答申第34号、決定書及びそれらに類するもの以外の文書に記録された情報である。

（イ）上記アのとおり、情報処理端末を利用し資料を探す場合には、キーワードさえ判明すれば検索は可能であることから、聞き取りにより処理できるレファレンス依頼については依頼者に文書を提出することを求めておらず、本件レファレンス依頼メモを見てはいるが受け取っていないという実施機関の説明には特に不自然・不合理的な点は認められない。また、担当職員が他の職員に再検索を引継ぐために作成したメモについては、伝言のためのメモであり、用済後の平成22年6月初め頃に廃棄済であるとの実施機関の説明にも特に不自然・不合理的な点は認められない。

（ウ）さらに、当審査会において実施機関に確認したところ、本件対象保有個人情報1及び2については、本件処分に際しての探索に加え、本件異議申立てを契機とし

て、センターの執務室、書庫等考えられる全ての箇所について探索を行ったが、当該保有個人情報を記録した文書は確認されなかったとのことであり、この文書探索の範囲について特に不十分とは言えない。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)を踏まえれば、本件対象保有個人情報1及び2について、これを保有していないとする実施機関の説明を覆すに足る事情は認められない。

エ 本件対象保有個人情報3ないし5の保有の有無について

(ア) 本件対象保有個人情報3は、補充の理由説明書に記載された事情聴取の結果に関する情報であり、また、本件対象保有個人情報4及び5は、事情聴取の日時、場所、調査者、被調査者及び質問事項に関する情報であり、いずれも既に申立人に開示又は送付されている補充の理由説明書の起案文書、答申第34号、決定書及びそれらに類するもの以外の文書に記録された情報である。

(イ) 実施機関は、事情聴取について、本件レファレンス依頼に対応した関係職員に対し口頭で行われたものであり、その結果は、補充の理由説明書として文書化されているものの、事情聴取の過程においてその他の書類は作成していない旨説明しており、かかる説明に特に不自然・不合理な点は認められない。

(ウ) さらに、当審査会において実施機関に確認したところ、本件対象保有個人情報3ないし5については、本件処分に際しての探索に加え、本件異議申立てを契機として、センターの執務室、書庫等考えられる全ての箇所について探索を行ったが、当該保有個人情報を記録した文書は確認されなかったとのことであり、この文書探索の範囲について特に不十分とは言えない。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)を踏まえれば、本件対象保有個人情報3ないし5につき、これを保有していないとする実施機関の説明を覆すに足る事情は認められず、実施機関において本件対象保有個人情報3ないし5を保有しているとは認められない。

オ 以上のことから、本件処分は妥当である。

(3) 申立人の主張について

ア 申立人は、本件処分には、理由提示義務を懈怠した瑕疵がある旨主張する。

しかし、本件処分の決定通知書における開示しない理由の欄には、「当センターでは文書規則に則り、個人情報に係る文書を作成しているが本請求に係る対象保有個人情報は作成しておらず、保有もしていないため。」と記載されており、埼玉県行政

手続条例第8条第1項の趣旨に照らしても理由付記に不備があるとは認められず、かかる主張は採用できない。

イ 申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

海老原夕美、高佐智美、松村雅生

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 8月 9日	諮問を受ける（諮問第66号）
平成24年 8月 9日	諮問庁から理由説明書を受理
平成25年 1月31日	審議
平成25年 3月25日	審議
平成25年 3月29日	答申

別紙

(省略)